

# 目次

I	本計画の中間見直しにおける目的及び基本的な考え方	・・・ P2
II	計画の概要	
	1. 計画の位置付け	・・・ P3
	2. 計画の期間	・・・ P3
	3. 計画策定体制と策定方法	・・・ P3
	4. 計画の体系図	・・・ P4
	5. 計画の推進体制	・・・ P4
	6. 計画の進行管理	・・・ P5
III	施策の展開	
	1. 教育・保育の提供区域の設定	・・・ P6
	2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	・・・ P6
	(1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）	・・・ P8
	(2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）	・・・ P8
	(3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）	・・・ P9
	(4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）	・・・ P9
	3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	・・・ P10
	(1) 延長保育事業	・・・ P11
	(2) 放課後児童クラブ事業（学童保育所運営事業）	・・・ P12
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	・・・ P13
	(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	・・・ P13
	(5) 幼稚園による一時預かり事業	・・・ P14
	(6) 預かり事業（一時保育事業・緊急一時保育事業等）	・・・ P14
	(7) 病児・病後児保育事業	・・・ P15
	(8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）	・・・ P15
	(9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業・母子保健型事業）	・・・ P16
	(10) 妊婦健康診査事業	・・・ P16
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業	・・・ P17
	(12) 養育支援訪問事業	・・・ P17
	(13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画	・・・ P18

# Ⅰ 本計画の中間見直しにおける目的及び基本的な考え方

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から開始されました。

これに伴い、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことから、東大和市では平成 27 年 3 月に本計画を策定しました。

計画の策定にあたり国から「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、その中で「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、「中略」・・・認定区分にかかる量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年（平成 29 年度）を目安として、必要な場合には見直しを行うこと」とされています。

そこで、平成 27 年度、平成 28 年度の実績を検証した結果、計画策定時の量の見込みと実績において、大きく乖離している事業及び計画策定時は対象ではなかった事業が、計画策定後に対象となったことから、計画の見直しを行いました。

なお、見直しは、当初策定時の計画期間である平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間のうち、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間を対象として行いました。

また、平成 29 年 3 月 31 日付で厚生労働省雇用均等・児童局及び社会・援護局と内閣府子ども・子育て本部より「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用のニーズの把握及びその提供体制の整備について」に関する通知が発出され、その中で「都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う場合には、障害児福祉計画の目標等を反映し、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとなるように配慮されたい。」という方針が出されました。

この方針を受け、本計画における見込み数値に障害児等の枠を内数として入れることにより、「東大和市障害児福祉計画」との調和、整合性を図る方向で、今後、検討していきます。

なお、障害等のある児童の受け入れ人数として、平成 27 年度、28 年度については実績値を、平成 29 年度は年度当初の受け入れ人数を記載しました。

## II 計画の概要

### 1 計画の位置付け

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」の第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づいた上で、同法第77条の規定で設置している「東大和市子ども・子育て支援会議」において委員の意見を聴取して策定します。
- 本計画は、「東大和市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

#### 【参考】子ども・子育て支援法

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

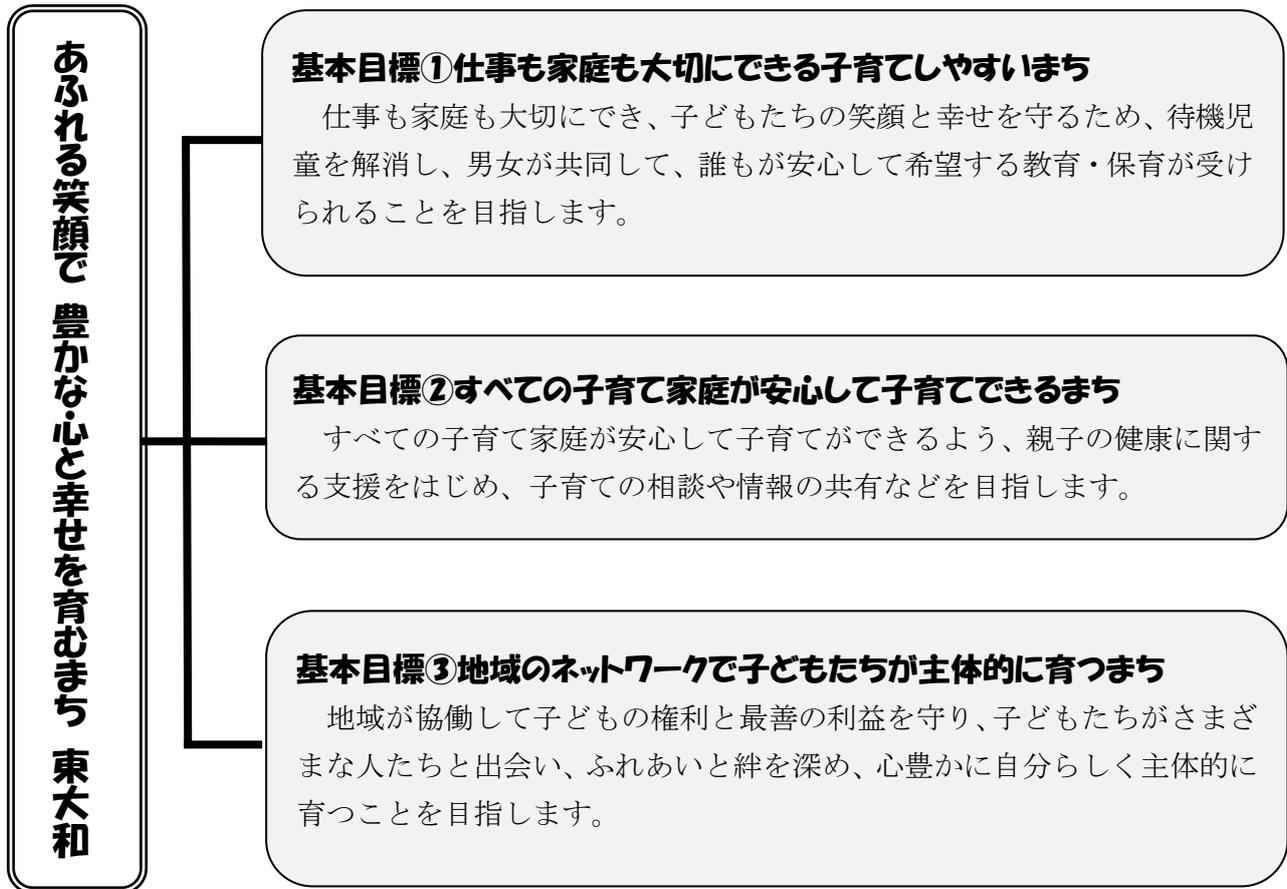
### 2 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期とします。

### 3 計画策定体制と策定方法

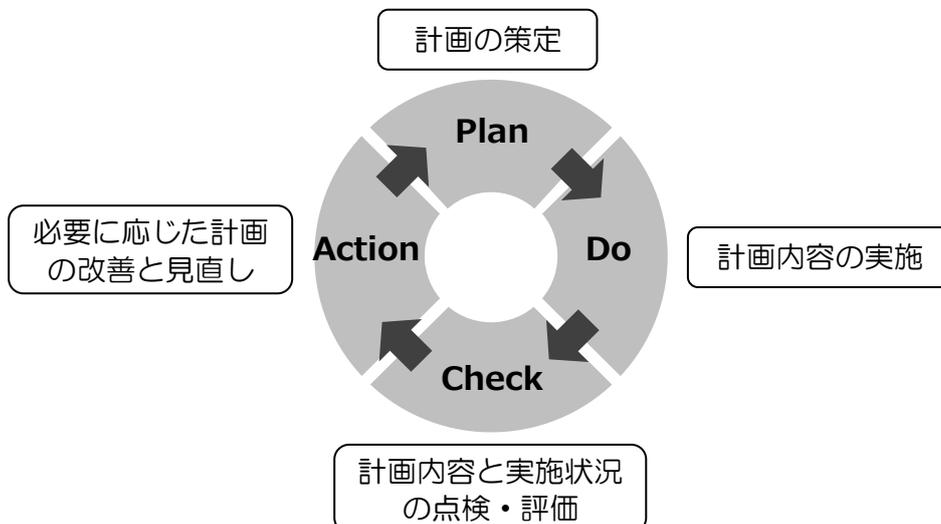
- 本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、利用希望把握調査（ニーズ調査）を行いました。
- また、子ども・子育て支援法第77条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、内容等の審議・検討を行いました。
- さらに、計画の中間報告に対する意見公募と市民説明会を行い（平成26年10月に実施）、広く市民の意見を伺いながら、庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めました。

## 4 計画の体系図



## 5 計画の推進体制

○本計画の実現に向けては、PDCA サイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。



## 6 計画の進行管理

### (1) 進捗状況の管理

- 計画の進捗状況の管理にあたっては、「東大和市子ども・子育て支援会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。
- なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

### (2) 評価指標

- 本計画を実効性のあるものとして推進するため、評価においては個別の関連事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について評価を行います。
- また、必要に応じて、市民意識調査等の調査結果を評価指標に取り入れます。

成果指標		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 30 年度の目標
これからも東大和市で子どもを 生み育てたいと希望する人の割合	未就学児家庭	54.3%	53.3%	60%
	就学児家庭	37.3%	31.8%	50%

※平成 25 年度…東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書（平成 26 年 4 月発行）の結果による

※平成 27 年度…東大和市市民意識調査報告書（平成 28 年 7 月発行）の結果による

### III 施策の展開

#### 1 教育・保育の提供区域の設定

- 東大和市は、地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっている市であり、計画においては市全体として長期的に捉えていく必要があります。
- また、施設の整備などにおいては柔軟な対応が可能となる点や、区域内のニーズと利用実態をおおむね一致させることができる利点から、東大和市における教育・保育の提供区域は、市全域で1区域と設定します。

#### 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

##### (1) 新制度の認定区分と施設・事業

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います（ただし、1号認定の場合は、幼稚園、認定こども園を通じて行います）。
- 認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

##### 【認定区分表】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0~2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

○認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設（施設型給付）」と「地域型保育事業（地域型保育給付）」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

### 【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	小規模保育	3号認定  0～2歳児	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

### （2）認定区分別の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 教育・保育の量の見込みと確保の内容は、認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。
- 平成27・28年度の確保の内容は定員数の実績を表しています。

(1) 1号認定 (3～5歳・幼児期の学校教育のみ)

単位：人

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1,172	990	860	770	770
② 確保の 内容	幼稚 園	(新制度) 0	0	0	0	0
		(私学助成) 1,200	800	692	677	677
	認定こども園	95	487	401	392	392
	市外幼稚園					
	合計	1,295	1,287	1,093	1,069	1,069
差異 (②-①)		123	297	233	299	299

【現状と確保の方策】

○量の見込みは、今後の出産適齢期の女性の人口、合計特殊出生率に応じた出生数と就業率を勘案し、平成30年度、平成31年度は約770人前後のニーズを見込みます。

○市内幼稚園の幼稚園と認定こども園で1,000人以上の定員を確保します。

(2) 2号認定 (3～5歳・保育の必要性あり)

単位：人

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1,224(49)	1,266(51)	1,368(39)	1,535	1,535
② 確保の 内容	教育・保育施設	1,255	1,393	1,346	1,397	1,397
	認可外・その他	0	0	114	138	138
	合計	1,255(49)	1,393(51)	1,460(39)	1,535	1,535
差異 (②-①)		31	127	92	0	0

※ ( ) 内は障害児等の受入数 (27、28年度は実績値。29年度は年度当初の受入数)

【現状と確保の方策】

○量の見込みは、今後の出産適齢期の女性の人口、合計特殊出生率に応じた出生数と就業率を勘案し、平成30年度には約1,535人程度のニーズを見込みます。

○平成29年度に施設整備を実施する認可保育園の定員拡大と小規模保育事業所の新設等、幼稚園の一時預かり等により平成30年度、平成31年度は1,500人以上の定員を確保します。

### (3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		165(1)	175(2)	169(0)	175	175
②確保の 内容	教育・保育施設	156	157	157	166	166
	地域型保育事業	2	5	5	16	16
	認可外・その他	12	6	6	6	6
	合計	170(1)	168(2)	168(0)	188	188
差異（②－①）		5	▲7	▲1	13	13

※（ ）内は障害児等の受入数（27、28年度は実績値。29年度は年度当初の受入数）

#### 【現状と確保の方策】

- 平成28年度の実績は175人でしたが、今後の出産適齢期の女性の人口、合計特殊出生率に応じた出生数と就業率を勘案し、平成30年、平成31年度も175人程度のニーズを見込みます。
- 平成29年度に0歳児の待機児童がいたことから、認可保育園と小規模保育事業所を整備することで188人程度の定員を確保します。

### (4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		749(9)	743(12)	735(17)	829	829
②確保の 内容	教育・保育施設	703	729	725	757	757
	地域型保育事業	27	15	47	72	72
	認可外・その他	26	12	12	12	12
	合計	756(9)	756(12)	784(17)	841	841
差異（②－①）		7	13	49	12	12

※（ ）内は障害児等の受入数（27、28年度は実績値。29年度は年度当初の受入数）

#### 【現状と確保の方策】

- 平成28年度の実績は743人でしたが、今後の出産適齢期の女性の人口、合計特殊出生率に応じた出生数と就業率を勘案し、平成30年度には829人程度のニーズを見込みます。
- 平成29年度に施設整備を行う認可保育園の定員拡大と小規模保育事業所の新設等により841人程度の定員を確保します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、事業ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 平成 26 年度の「確保の内容」は定員数等の実績を表しています。

#### 【地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで保育を行う事業です。
放課後児童クラブ (学童保育所運営事業)	授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり事業	主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
一時預かり事業等 (一時保育事業等)	主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (さわやかサービス事業)	援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)	情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

## (1) 延長保育事業

### 【事業の内容】

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	435	451	446	498	498
② 確保の内容	435	451	446	498	498
差異 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【現状と確保の方策】

○平成 28 年度の実績は 451 人でしたが、平成 30 年度以降は 500 人程度のニーズを見込みます。

○市内 18 園（平成 29 年度）での延長保育の実施や、ニーズに応える体制づくりに努めます。

## (2) 放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）

### 【事業の内容】

○保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	795	869	895	960	973
	高学年	74	90	105	113	115
	合計	869(20)	959(30)	1,000(33)	1,073	1,088
②確保の 内容	低学年	692	728	708	776	787
	高学年	51	34	43	47	48
	合計	743(44)	762(44)	751(44)	823(48)	835(48)
差異（②－①）		▲126	▲197	▲249	▲250	▲253

※（ ）内は障害児等の受入見込み数（27、28年度は実績値。29年度は年度当初の受入数）

### 【現状と確保の方策】

○量の見込みは、児童の全体数が増加傾向にあることから、毎年度増えていくと見込みます。

○平成30年度に学童保育所を2か所（所在地は同一建物内）開所し、新たに70人程度の定員を確保します。

○量の見込みと確保の内容の差異により不足が生じる学童保育所については、ランドセル来館事業の実施により補います。

### (3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

#### 【事業の内容】

○保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	6	0	48	48	48
② 確保の内容	216	216	216	216	216
差異（②－①）	210	216	168	168	168

#### 【現状と確保の方策】

○平成 28 年度の実績は 0 人ですが、平成 29 年度以降は 1 人 4 泊、約 12 人程度のニーズを見込みます。

○当市においては、協力員世帯（4 世帯）による養育を確保していることから、ニーズに応える体制を整えています。なお、将来的には市内の社会的養護施設の活用も検討します。

### (4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

#### 【事業の内容】

○乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	7,094	7,478	7,500	7,500	7,500
② 確保の内容	6,663	6,663	7,500	7,500	7,500
③ 箇所数	3	3	3	3	3
差異（②－①）	▲431	▲815	0	0	0

#### 【現状と確保の方策】

○平成 25 年度は実施箇所 2 か所、平成 26 年度以降は実施箇所を 3 か所に増やし、子育て支援の充実に努めます。

○実績が計画の数値を上回っているため、平成 28 年度実績をベースに見直しを行いました。

## (5) 幼稚園による一時預かり事業

### 【事業の内容】

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	149	127	127	161	161
② 確保の内容	149	127	127	161	161
差異 (②－①)	0	0	0	0	0

### 【現状と確保の方策】

○平成 28 年度実績は 127 人ですが、平成 30 年度までの教育・保育（2号認定）の見込み量の増加に伴い、平成 30 年度、平成 31 年度は 161 人程度のニーズを見込みます。

○今後のニーズに対応できるよう、市内の幼稚園と連携し、体制の確保に努めます。

## (6) 一時預かり事業等（一時預かり事業・緊急一時保育事業等）

### 【事業の内容】

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	緊急一時保育	68	60	104	103	103
	一時預かり	4,896	4,716	4,569	4,569	4,569
	合計	4,964	4,776	4,673	4,672	4,672
② 確保の内容	緊急一時保育	160	160	160	160	160
	一時預かり	6,225	7,100	8,265	8,775	10,000
	合計	6,385	7,260	8,425	8,935	10,160
③ 一時保育箇所数		4	4	4	4	4
差異 (②－①)		1,421	2,484	3,752	4,263	5,488

### 【現状と確保の方策】

○一時預かりの量の見込みについて、受入人数との乖離が大きいため、平成 29 年度の各園の実施計画書の数値により見直しを行いました。

○一時預かりは平成 25 年度まで 1 か所で実施していましたが、平成 26 年度以降は 4 か所で実施しています。また、これまで 1 箇所だった土曜日の一時預かりについて、平成 29 年 11 月から 2 箇所での実施となりました。

## (7) 病児・病後児保育事業

### 【事業の内容】

○病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	1,234	1,512	1,339	1,479	1,479
② 確保の内容	1,446	1,512	1,339	1,680	1,680
差異 (②-①)	212	0	0	201	201

### 【現状と確保の方策】

○毎年度の利用実績は感染症の流行状況に影響を受けるため、平成 26 年度から平成 28 年度までの平均利用児童数と平成 30 年度までの教育・保育（2 号認定）の見込み量の増加率を勘案し、平成 30 年度、平成 31 年度の利用者は 1,480 人前後のニーズを見込みます。

○平成 30 年度以降は 1,480 人前後の量が見込まれていますが、一日当たりの定員の拡大に努め、受入体制を整えます。

## (8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）

### 【事業の内容】

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	23	12	25	25	25
	高学年	0	0	0	0	0
	合計	23	12	25	25	25
②確保の内容	低学年	25	25	25	25	25
	高学年	0	0	0	0	0
	合計	25	25	25	25	25
差異 (②-①)		2	13	0	0	0

### 【現状と確保の方策】

○平成 28 年度の実績は 1 週間当たり 12 人でした。他の支援制度の拡充によりニーズが充足されると利用が減少する傾向が見受けられます。

## (9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業・母子保健型事業）

### 【事業の内容】

- 特 定 型：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- 母子保健型：妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対し面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

単位：箇所数／年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【特定型】 実施箇所数	1	1	1	1	1
【母子保健型】 実施箇所数	1	1	1	1	1

### 【現状と確保の方策】

- 特定型については、保育課窓口には1箇所、保育コンシェルジュ2人を常駐させて情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を充実します。
- 母子保健型については、専任の相談員を配置し、全ての妊婦に対し面接し、妊娠、出産、子育てに関し、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を充実します。

## (10) 妊婦健康診査

### 【事業の内容】

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	8,430	8,801	8,692	8,583	8,474
② 確保の内容	8,430	8,801	8,692	8,583	8,474
差異 (②－①)	0	0	0	0	0

### 【現状と確保の方策】

- 平成 28 年度から妊婦健診に子宮頸がん検診が加わり件数が増加しました。今後は出生数（母子健康手帳発行数）の推移に沿った減少が見込まれていますが、今後も継続して実施し、妊婦の健康保持の増進を図っていきます。

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の内容】

○生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	719	635	720	711	702
② 確保の内容	719	635	720	711	702
差異 (②－①)	0	0	0	0	0

### 【現状と確保の方策】

○生後 4 か月までの市内の家庭のうち、希望する全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握に努めます。

## (12) 養育支援訪問事業

### 【事業の内容】

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人／年

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	21	14	82	80	80
② 確保の内容	82	81	82	80	80
差異 (②－①)	61	67	0	0	0

### 【現状と確保の方策】

○当市の保健師等が家庭を訪問（平成 28 年度は 14 人）し、乳児の発育や生活環境、疾病予防などの養育相談を行い、これまでと同様に、適切な養育の確保に努めます。

### (13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

#### 【趣旨・目的】

○「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、国において策定されたプランです。

○東大和市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のような行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちが主体的に育つよう、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

#### 【行動計画】

内 容	行動計画
放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ（学童保育所）は、平成 31 年度までに、おおよそ 1/2 を小学校内で実施することを目指します。
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標	平成 31 年度までに市内全放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室及びランドセル来館事業との連携を目指します。
放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	平成 31 年度までに市内全放課後子ども教室を平日（学校長期休業中は除く）実施することを目指します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策	（1）共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ（学童保育所）の支援員（指導員）、放課後子ども教室のコーディネーター及びランドセル来館事業担当職員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
	（2）共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	（1）運営委員会等において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
	（2）事業の実施主体である教育委員会と子ども生活部の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。
	（3）放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。
放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	（1）放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化にします。
	（2）総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	平成 31 年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブ（学童保育所）で実施することを目指します。

## 東大和市子ども・子育て支援事業計画

発行 東大和市

平成 30 年 3 月改訂

編集 東大和市子育て支援部子育て支援課  
〒207-8585

東大和市中心 3 丁目 930 番地

電話:042-563-2111(代表)

FAX:042-563-5928